

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 第10回 議事録

日時：平成27年3月27日（金曜日） 13時00分～15時00分

場所：経済産業省別館3階312会議室

○山本委員長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会の第10回を開催いたします。

皆様におかれましては、ご多忙中のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事進む前に、委員、オブザーバーの出欠状況及び配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○苗村課長　まず、委員、オブザーバーの方の出欠状況についてご連絡をさせていただきます。本日は、オブザーバーの万場様をご欠席と伺っております。

次に配付資料ですが、お手元の資料の2枚目に配付資料一覧がございます。大変申しわけないのですが、お配りしている配付資料一覧の資料2と資料3のタイトルが逆になっておりまして、本体の資料についている中身が正しい順番となります。それで、資料1から資料6までございます。あと、池本委員からの委員提出資料1がございます。もし不足、乱丁等ございましたら、議事の途中でも結構ですので、事務局までお知らせいただければと思います。

○山本委員長　それでは、討議に入ります。

本日の議題は、「加盟店調査のあり方等について」と「セキュリティ対策のあり方について」となっております。本日は議題ごとに議論することにさせていただきます。

まず初めに、加盟店調査のあり方等につきまして、事務局から説明した上でご議論いただきたいと存じます。では、事務局からの説明をお願いいたします。

○苗村課長　よろしくお願いたします。縦紙の資料2「加盟店調査等のあり方について」というものをまずご説明させていただきます。

この中身につきましては、第8回にご議論いただいたご指摘事項を踏まえ、B案を軸に、これから申し上げるような方向で検討を進めるのが適切ではないかと考えております。検討の際には、消費者被害の防止を図るということと、キャッシュ支払い手段のさらなる普及による利便性・効率性の向上を図るという双方の観点からの検討が必要というようにさ

せていただいております。

まず、1. 加盟店業務会社。これはアクワイアラーを指すわけでございますけれども、こちらについてご説明させていただきます。

まず1. 1、国内の販売業者及び役務提供事業者（以下、「販売事業者等」という）についての加盟店業務については、登録を受けた者でなければ営むことができないものとして、当該登録については、割販法にございます包括信用購入あっせん業者の登録に係る規定を参考にしながら、おおむね以下の登録拒否要件を設けてはどうかというようにさせていただきます。

国内の販売事業者等というのをどう捉えるかということもあるわけですが、手に入るまでに、基本的考え方として、まず国内の販売業者等に対してアクワイアリングをする人については登録制とするということでございます。

その登録拒否要件でございますけれども、①で法人であることを求めるとともに、②にございますように、日本国内に営業所を有しない法人を欠格要件と。すなわち、国内拠点の設置を求めるということにさせていただきたいと思っております。③で財務基盤ですとか、④の割販法・貸金業法による一定の処分を受けた者。それから、暴力団員等が関与する法人などを欠格要件としてはどうか。

⑥ですけれども、加盟店業務に関し不正、または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある法人ということですが、この不正、または不誠実な行為という表現は、現行の割販法の信用購入あっせん業者にも用いられている表現で、同様の表現としております。

⑦ですけれども、これからご説明します業務に関して定められる義務を履行するために十分な体制が整備されていると認められない法人ということで、法律に定める業務をきちり果たしていただくような体制の整備を求めるということにしてはどうかということでございます。

1. 2の加盟店との契約に係る確認義務等でございますけれども、登録加盟店業務会社に対して、販売業者等と加盟店契約を締結する際に、販売業者等に関する一定の事項についての確認・記録を求めてはどうかというようにさせていただきます。

確認事項といたしましては、ここに書いてございますように、販売業者等の①名称及び所在地、②代表者の本人特定事項。それから、第8回の議論を踏まえまして、③販売方法ですとか、④取扱商材が考えられるのではないかとというようにしております。これらの確

認を求めることにつき、実務上の困難がないかとか、他方、これらのほかに確認すべき事項がないかということについてもご議論いただけたらと思っております。

例えば、販売方法、対面、非対面でありますとか、特商法の5類型ということで、項目とか、そういうものに差をつけるという考え方もあるのではないかとと思っております。

もう1つ大切なことが確認方法でございまして、これも申告でいいとするのか、公的証明書による確認等、さまざまな方法が考えられると思いますので、その実効性の確保と、実務上、著しい困難を強いることがないようにという双方の観点から検討が必要かと思っております。

続きまして、1. 3の業務の運営に関する措置でございます。

まず、委託先の管理ということで、(1)に書いてございますけれども、登録加盟店業務会社が加盟店業務を第三者に委託する場合については、現行法上の包括信用購入あっせん業者の業務に係る規定を参考として、当該業務の適確な遂行のために必要な措置を求めているかどうかということで、包括信用購入あっせん業者の場合で申しますと、受託者を適切に選定するとか、監督を行う。受託についても、苦情処理とか、業務を受託先というか、委託した先が適切に行われない場合には、受託者の変更であるとか、契約解除の措置ができるようにするということが、包括信用購入あっせんの場合には定められております。

(2)苦情対応でございましてけれども、こちらにつきましては包括信用購入あっせん業者から苦情を伝達された場合について、こちらも包括信用購入あっせん業者の業務に係る規定を参考としながら、加盟店業者としてとり得る適切な措置を求めているかというようにしております。

(3)初期審査・途上審査でございましてけれども、こちらにつきましては悪質な販売業者等を加盟店とすることのないよう適切な審査のために必要な措置を求めるといこととしてはどうかということでございます。

「また」のところを書いてありますけれども、当該措置の具体的な内容については、初期審査、途上審査双方を総合して一定以上の水準を確保することを前提ということで、ややこれまでの中間論点整理の書き方とかで幅広過ぎるのではないかというような、そういう意味ではきっちり伝わらなかった部分がありますので、総合して一定の水準を確保することがまず前提にあって、その上で双方の審査については、組み合わせについては各社が培ってきたノウハウ等を踏まえて判断できることをしたほうが、より効果的ではないかというようにしております。

その上で、どういう場合に悪質販売業者等に該当するかということについても書かせていただいておりますけれども、明らかに違法商材を取り扱っている場合ですとか、訴訟等の公的な手続で詐欺等の存在が認定された場合。これは非常にわかりやすく、当然該当するということになると思うのですが、その場合についてどう考えるべきかということでございます。

例えば、苦情の件数のみであれば、規模が大きいような自動車については該当しやすくなるというようなものもありますし、苦情自身の内容の評価というものが無い。必ずしもきっちりできない中で、そのようなものを要件にするということについては、いろいろと慎重な検討が必要ではないかというようにさせていただいております。

次に3ページにまいりまして、(4)加盟店情報交換制度の活用ということでございます。こちらについては当然、今度、加盟店業務会社のほうが加盟店調査等の義務を負うこととなりますので、今、クレジット協会が運営している加盟店情報交換制度を活用できるようにすればどうかということでございます。

加盟店情報交換制度については、会員が苦情等の調査を行った結果とか、加盟店を解除した履歴とかが制度上、入っているわけでありましてけれども、それ以外に、制度外ではありますが、販売業者が特商法によって処分された履歴などもデータベースに含まれておりますので、そうしたものも活用できるということになるかと思っております。

続きまして加盟店業務代行会社ということで、こちらのPSPを念頭に置いた表現でございますけれども、登録拒否要件につきましては、加盟店業務会社と同様の登録拒否要件を設けてはどうかというようにしております。ただ、財務要件については、加盟店業務会社と同様の水準を求めべきかどうか、さらに検討が必要というようにしております。

2. 2の加盟店との契約に係る確認義務につきましても、これは代行して行うわけですので、登録加盟店業務会社による確認・記録と同様の確認・記録を求めてはどうかとしております。

2. 3の業務の運営に関する措置につきましても同様に、加盟店業務会社の業務の運営に関する措置と同様の措置を講ずることとしてはどうかというようにさせていただいております。

3. 登録代行会社が介在する場合についての特例ということで、B案に基づきますので、加盟店業務代行会社を使う場合と、そうでない場合がありますけれども、前者の場合についての特例として、(1)の登録拒否要件の一部適用除外ということで、国内販売業者等の

間で、登録代行会社が介在する取引のみを行うものについては、1. 1に書きました拒否要件のうち、②の国内の営業所の設置義務に係るものでありますとか、⑦におけます加盟店調査の体制整備のところを適用しないことをしてはどうかというようにしております。また、財務要件等についても適用除外を検討する必要があるかということで、どうした？範囲を広げるのがいいのかということを考えております。

こうした措置を講じることによって、特に海外のアクワイアラーを念頭に置いているわけですが、海外のアクワイアラーが国内のPSPを使うときに、登録を受けた人を使うという方向に制度がうまく動いていくようなことになるのではないかとということで、どこまで免除することが適切かということが検討対象になろうかと思えます。

(2)の義務の代替履行ということで、ここに書きました加盟店に関する確認・記録の義務でございますとか、次のページにまいりまして業務の運営に関する措置。こうしたものを加盟店業務代行会社が行った場合には、加盟店業務会社、アクワイアラーのほうの義務が履行されたというようにみなすということをしてはどうかというようにしております。

最後に4. 無登録事業者に係る論点としております。

まず、4. 1の加盟店業務会社につきましては、無登録の加盟店業務会社につきましては、現行法上の包括信用購入あっせん業者に係る規定を参考として、無登録営業について罰則を設けてはどうかというようにしております。

それから、「また」のところに書いてありますけれども、1. 2、1. 3の義務につきましては、現行法上の規定を参考にしながら、登録業者の義務ではなくて、業務に関して適用される義務とすることを検討してはどうか。これは補足をさせていただきますと、包括信用購入あっせんというものが定義にあつて、それを営む者を包括信用購入あっせん業者というように現行割販法で呼んでおります。多くの義務については、登録を受けた包括信用購入あっせん業者ではなくて、包括信用購入あっせん業者に係っているという形ですので、しっかり行っていただく必要があるものについては、登録業者だけではなくて、そういう業を行う人全体に係るような規定にすることとしてはどうかということでございます。

4. 2の加盟店業務代行会社、こちらについてはPSPのほうになるわけですが、PSPについては、無登録の代行会社については加盟店業務会社が管理することになるということで、それをもってよしと。考え方の整理としては、そういう人を使うときにはアクワイアラーが責任を全面的に負うということでもいいという考え方が基本だと思いますが、

もし追加的な措置が必要ということになれば、例えば、以下のようなものがあるのではないかと。

①ですけれども、これは先ほどのB案の考え方の根本と、ある意味、合っているわけですが、加盟店業務会社が当該無登録代行会社を指導することを義務づけるということ。

②ですけれども、こちらについては事業者の範囲が広くなり得るのでなかなか難しいと思うのですが、先ほどの1. 2、1. 3のような義務につきましては、同様に登録業者の義務ではなくて、業務に関して適用する義務とするというような考え方は、考え方としてはあり得るのではないかと考えております。

続きまして資料3、パワーポイントのほうにまいります。こちらにつきましては、クロスボーダー取引の場合について、どのような形になるのかということについて、整理をしてお説明したものであります。

1. 措置案のイメージで、A案、B案については簡単に触れさせていただきますけれども、第8回でご説明させていただきましたとおり、A案は基本的には加盟店と直接やりとりをする。加盟店に近い側、アクワイアラーしかいない場合は当然アクワイアラーですし、P S Pが関与している場合はP S Pに義務をかけて、この人たちに加盟店の関係業務を行ってもらおうと。

B案のほうは、クレジットカード取引については、P S Pと加盟店が契約しただけでは国際的なブランドネットワークに入ることはできなくて、結局、アクワイアラーが関与しない限りカードが使えるようにならないという考え方に立って、アクワイアラーにまず一義的な義務をかけ、登録されたP S Pがその業務を代行する部分に限ってアクワイアラーの義務を軽減するという考え方でございます。

2 ページ目でございます。クロスボーダー取引への対応①、これは両案共通でございます。アクワイアラーと加盟店の間にP S Pは関与しないシンプルな場合でございます。こういう場合について、事例としては余り多くないと思っておりますけれども、若干例外的なものはあるように聞いております。こうした場合に、どちらの案に立ちましても、この場合はアクワイアラーに登録義務がかかったり、先ほど申し上げたように、国内拠点の設置をお願いし、加盟店調査等を行っていただくということになります。

登録を受けていないとか、適切に加盟店業務を行っていないというような場合には、アクワイアラーへの指導、行政処分ということについては是正を求めるということになります。これは政府による取り組みなわけですが、ブランド経由の取り組みとしましては、

政府が無登録営業であるということを公表したり、行政処分も原則公表しますので、こうしたものを国際ブランドに情報提供することによって、国際ブランドのほうでも、当該アクワイアラーに対して国内加盟店との契約を解除する等の是正を求めることが可能であろうということで、こういった方向性で複数の国際ブランドさんと今お話をしているところでございます。

国際ブランドのルール上、一般的にビジネスを行う国の法令を遵守する義務が定められておりまして、これは国際ブランド自体のルールよりも優先するというようになっております。伺っている話で申しますと、そういう意味では日本の国内でビジネスをする人。これはアクワイアラーにせよ、間にP S Pが入っている場合も共通ですけれども、それが国内法に準拠していないという場合には、当然、アクワイアラーを通じた指導の是正措置の対象になろうかと思えます。

続きまして3ページ、4ページでございますけれども、これは表裏になっておりますが、これは間にP S Pが入る場合でございます。

まずA案で申しますと、この場合はP S Pに登録義務がかかってまいりまして、国内拠点の設置ですとか、加盟店調査等が義務づけられることとなります。政府による取り組みとしては、P S Pへの指導・行政処分に問題があれば、そのようなことで割販法に基づき行う。

ブランド経由の取り組みとしましては、ブランドが直接やりとりをするのはアクワイアラーになりますので、間接的にはなりますけれども、P S Pについて法律に沿っていないということ、処分とか行って、公表を行って情報提供を行えば、当該P S Pと取引するアクワイアラーに是正を国際ブランドが求めるということになりますので、間接的にはなりますが、そうしたことで対応が図られるということかと思えます。

4ページになりますと、B案の場合でございますけれども、この場合はアクワイアラーのほうにまず一義的な義務がかかってきて、登録P S Pを使う場合には、その部分について代替的に義務を履行することが認められるということで、先ほど申しましたように、海外のアクワイアラーにとってみれば、登録したP S Pを使うということで負担がかなり軽減されるということになりますので、こうしたことで登録P S Pを使うということになるわけです。

まず、登録P S Pの場合ですと、政府による取り組みとしては、登録P S Pへの行政処分ということになりますし、無登録の場合は、まずアクワイアラーのほうに登録義務ほか、

それぞれの加盟店関係業務の義務が残りますので、アクワイアラーに是正を求めることとなります。

ブランド経由の取り組みとしましては、こちらにつきましても同様に、アクワイアラー経由で是正がされるということかと思えます。そういう意味でいうと、法律に違反しているということがあれば、ここまでのものを共通して、国際ブランドの是正の対象になるかと思えます。改善命令を受けたような場合についても、これは法律の求める状況に準拠していないということですので、是正措置と対応するようになるのではないかと考えてございます。

5 ページ目でございますけれども、これは加盟店も海外にある場合でございます。これにつきましては、割販法による対応というのはなかなか難しいのではないかと事務局としては考えておまして、理由といたしましては、まず加盟店契約自身が外々の契約でありまして、2 つ目に申しますと、例えば、加盟店がどこの国からの注文を受けるかということについて、要は全世界を相手にしているようなものもありますし、たまたま日本から注文が入って、日本の消費者と取引をした途端に、アクワイアラーとか P S P に登録義務がかかるということと、さすがに法律としては遵守を求めるといのは現実的にはほぼ無理といってもいいような感じだと思います。

そうしたことから、割販法ということではなくて、本来、加盟店が悪質であるということは、加盟店自身を取り締まるということが、③に限らず原則だと思いますので、こうした場合については、例えば特商法です。クロスボーダーはほとんどの場合が通信販売に該当し得ると思っておりますけれども、加盟店の取引は特商法の適用を受けることがあるということを前提に、例えば、加盟店への表示義務みたいな話です。支払い方法という項目がございますけれども、例えば、アクワイアラーとか、契約している P S P の名称とか、登録番号みたいなものを表示させる義務を特商法のほうでかけていただいて、それを遵守していない場合には、その是正を求める。そうしたことで、きちんと理解した消費者の方が見分ける材料とするということと、まさに違反しているものについては是正をそちらの法律で講じていくということと対応すると。

ブランド経由の取り組みにつきましても、政府が加盟店の違法行為、これを公表して情報提供すれば、国際ブランドは当該加盟店と取引するアクワイアラーに、当該加盟店と契約を解除するとか、当該加盟店に行為規制を遵守させる等の是正を求めるということが可能になるということだろうと思っておりますので、こうしたことで、この場合についてはしっか

り対応していくということになるかと思っております。

あと、資料4をお配りしております、こちらにつきまして、アクワイアリングサイド及び国際ブランドに関する規制の状況を、私どもが行いました委託調査をベースにまとめさせていただいております。本日は時間の関係で説明を省略させていただきますけれども、議論の途中でご参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ご議論いただきたいと思いますが、資料として、資料2と資料3が平仄が合っていないところがありまして、資料2はB案を軸にと書いてございますが、資料3はA案を含めてイメージを幅広く示しているということになります。前々回第8回の議論では、大方のご意見はB案を軸にとということで、その先、どのようにプラスアルファをつけ加えていくか。そのあたりの課題が残りました。A案を100%支持というご意見は厳密にはなかったように思いますので、資料2はB案を軸にする形で作らせていただいているということでもあります。

ただし、皆様、お気づきだと思いますけれども、資料2は前回のB案そのままではなくて、いろいろな要素がつけ加わっております。個別には申しませんけれども、4の無登録事業者に係る論点というのは前回はなかったところでありまして、これが4.1と4.2とございまして、さらに4.2に①、②の論点が付加されております。これは全部、意味合いがかなり違うものでありますので、そのあたりにご留意いただきたいと思います。私といたしましては、加盟店調査の論点はかなり議論しております、これから何度も議論できるわけではありませぬので、皆様、それぞれのオリジナルポジションはあると思っておりますけれども、そろそろ建設的な形で議論を出していただき、出口がみえてくるとありがたいとは思っています。ただし、非常に難しい論点です。きょうで全てまとまるとは思っておりませんが、そのような観点からよろしく、ご質問、ご意見をお出しいただければありがたいというように考えております。

それでは、ご質問、ご意見がございませぬ方は挙手をお願いいたします。池本委員。

○池本委員　　先にまず質問だけ何点か確認したいと思います。

資料2の2ページ目、1.3の(2)の1行目です。「登録加盟店業務会社が包括信用購入あっせん業者から苦情を伝達された場合については」という記述ですが、従前の議論、あるいは中間の論点整理でいえば、この加盟店の調査管理義務の議論は、マンスリークリ

ア、包括クレジットを通じた全体での議論だということでは理解してはいたはずなのですが、なぜかここは包括信用購入あっせん業者からの苦情だけに絞ってあるような記述です。これは、マンスリークリアも含めて、またはマンスリークリアという意味合いで読んでよろしいのかどうかという点がまず第1点です。

2点目は、この同じ部分ですが、(2)苦情対応として、現行法の包括信用購入あっせん業者の業務に係る規定。これは割販法の30条の5の2を指すのだらうと思うのですが、それを参考にしながら、加盟店業務会社としてとり得る適切な措置を求めてはどうかとあります。

そして、その記述とは別に、(3)として初期審査・途上審査というように書いて、ここでは4行ほど下に初期審査と途上審査の双方を総合して一定の水準を確保するという記述になっています。この2つの書き分けてある意味合いですが、現行法の規定は、特に苦情発生時の対応について規定してあります。ですから、それはそれで苦情対応ということで1項目設け、それとは別に初期審査・途上審査、全体についての一定の水準をはかるものを規定するという意味で理解してよろしいのか。それとも、加盟店業務会社としてという措置の中身が最終的には(3)の総合的な判断というように一体化したようになってしまうのかという点の理解の問題。これが2点目です。

それから、3点目。3ページの3.の(1)と(2)の関係です。(1)は登録拒否要件の一部適用除外という中で、⑦には義務履行体制整備は適用しないとあり、(2)では、義務の代替履行として確認義務とか業務運営措置というものが、義務は定めて、代替履行を認めるとあります。その意味としては、こういう理解でよろしいのかどうか。つまり、登録拒否要件の上では、業務履行体制整備義務というようなものは審査事項にしないけれども、個別の確認義務や業務運営措置の義務の規定はあるのだと。それが、業務代行会社が実行したときには履行されたという評価であって、そこが実行しない場合は義務の違反としてもあり得るよというように理解してよろしいのかどうか。これが3点目。

そして、最後もう1点ですが、4.で加盟店業務会社、加盟店代行会社で、もとの業者に関連して業務に関して適用される義務。登録業者による義務ではなくて、業務に関して適用される義務とするという言葉の意味は、ありていにいえば、無登録業者についても、その義務履行の行政規制は及ぶという意味で理解してよろしいのかどうか。

以上4点、まずお伺いしたいと思います。

○山本委員長 3番目のご質問の代替履行の意味については、第8回するときにも別の委

員からご質問がありまして、代替履行という意味は、登録P S Pが違反をすれば、それはアクワイアラーの違反になるという意味の代替履行ではなく、登録P S Pに行政処分がかかるという意味だというやりとりがございましたので、その点だけご紹介させていただきます。

その他の点を含めてお願いします。

○苗村課長　　まず、2ページ目の(2)の包括信用購入あっせん業者から苦情を伝達された場合というところの意味でございます。今回の議論の意味としては、苦情がイシューアサイドから伝達された場合の対応ということで書いてありまして、イシューアから、どの範囲の苦情をどういう形で伝えるかということにつきましては、次回で少し議論をいただければと思っておりますが、ここで包括に限るということを決めようということでは必ずしもございません。

2つ目の(2)苦情対応と(3)初期審査・途上審査というものの関係がどうかということでございますけれども、(2)につきましては、まさに苦情があったときの適切な処理ということでありまして、(3)のほうは、初期審査とか現実的にそうだと思うのですが、苦情の有無とかいうことではなくて、加盟店の契約をするとき。それから、契約した後のモニタリングということについて、初期審査・途上審査という形でやってもらうという趣旨でございますので、お答えとしては別のものであるというように考えております。

ただ、条文上どのような書き方にするかということになってくると、またちょっと違うかもしれません。考え方としては別でございます。

それから、3ページ目の(1)の拒否要件の話と(2)の関係でございますけれども、こちらにつきましても、(1)については、まさに入り口として加盟店審査の体制などを求めるということでありまして、(2)は、個々の加盟店との関係で、こういう確認記録であるとか、そのようなものをやっていることで、そういう意味では、入り口の登録要件と個々の加盟店との関係ということで別に書いているということでございます。

それから、4.の無登録業者の話といいますのは、ご質問いただいたとおりでございます。要は登録加盟店業務会社の義務ではなくて、加盟店業務会社の義務として書いてはどうかというご提案といいますか、そういう考え方で書かせていただいております。

○山本委員長　　よろしいですか。

○池本委員　　はい。

○山本委員長　　ほかにご質問は……。それでは、與口専門委員からお願いいたします。

○興口委員 幾つかご質問と意見をまぜて話をさせていただければと思うのですけれども、まず最初のところ、登録制のところですが、業界といたしましては、加盟店調査について登録制等を導入する場合につきましては、無論、今日ご議論いただいているようなさまざまな内容にもよることですが、いわゆるアクワイアラーが一義的な義務主体となることについて、特に異論はないところであります。

ただ、登録についての手続ですけれども、多くのアクワイアラーさんといわれている方が、既に包括信用購入あっせんの登録を受けているということもございますので、そういう意味では、加盟店業務会社としての登録が必要な場合についても、不足するような部分を一定の手続をとって登録がなされたということでみなしていただけるような、何か簡便な移行手続のようなものを考えていただけますと、そのほうが事業者にとっても、行政にとっても、労力であるとかコストが節約できるのではないかと思うというのが意見でございます。

2点目でございます。加盟店との契約にかかる確認義務といったところでございますけれども、このところで次の2ページ目の頭のところになるかと思いますが、現状、クレジット業界では、加盟店申込書に記載をいただくという形で、そういう意味では申告ということになるのですけれども、販売業者さんの名称、住所、代表者の氏名、生年月日等々いただいて、これに基づいて加盟店の調査を行っているわけでございます。これで少なくとも国内の加盟店において特段問題も発生しておりませんし、消費者トラブルもそれほど起きていることはないというのは前々から主張させていただいているとおりでございますので、加盟店さんの負担を考えるとということも踏まえて、これまで以上の規制をあえてかける必要はないということで、現行のペースでということをお願いしたいというのが1つです。

それから、3番目、③、④のところの販売方法ですとか、取り扱いの商材等について確認をとということですが、これについても下のほうにもございますように、このような項目について、どういう項目を、どういう組み合わせで、どういうタイミングで確認するのかというのは、まさに各社のノウハウなので、これを一律に決めるということについては、かえって合理性に欠けるのではないかというようなことを考えると、各社に、この辺は運用を委ねていただければと思っているというのがもう1つでございます。

それから、委託先の管理というところでもございまして、先ほどちょっとご説明はいただいたのですけれども、加盟店業務を第三者に委託するというところについての対象という

のが、いわゆるP S Pも入るのかどうなのかというところが気になっております。もしP S Pも入るとなると、裏側のほうの加盟店業務代行会社という、代行と委託とどのように切り分けて考えたらいいのかという質問でございます。

それから、苦情対応については、加盟店業務会社としてとり得る適切な措置ということでお書きいただいているわけですが、これについては、先ほどもご質問等にありましたが、割販法の30条の5の2に規定されています苦情対応と同等というように考えてよいかということをご確認ください。もしこれを超えるような対応をお考えということであれば、これは前にも主張させていただきましたので、重ねてですが、消費者対応というのはあくまでケース・バイ・ケースということでもございますので、一律に決められないものだという点で、ここも各社の対応に委ねていただければと思っております。

それから、初期審査と途上審査についてというところですが、こちらのほうで、悪質販売業者の外延をどのように考えていくのかという問題の提起だということにご理解いたしますが、そもそも苦情に該当するかどうか明らかでないものについて、それをある種、客観的に判断できる何らかの基準を設けることというのは本当にできるのだろうかと思えるところがありますので、これはなかなか難しいのではないかと思います。仮に検討するとしても、これによって、もしかすると誤った判断によって影響を受けるような加盟店さんというものも出てこないとも限りませんので、そういう点も考えて、販売業者さん等のご意見をできればお聞きいただいた上で慎重にご議論いただければと思うところがございます。

最後でございますけれども、3ページ目の加盟店代行会社に関する部分でございます。ここについて、1つは、従前から消費者トラブルの大多数が海外アクワイアラーと契約するP S Pで、さらに契約をされる者の加盟店で起きているということについては何度か発表させていただいたかと思っております。そういう意味では、こういうところでは何らかのトラブルが起きているということは事実ですので、このようなP S Pについては、今、こちらのほうに示していただけるような、任意という形ではなくて、ある種、義務のような形での登録を求めたほうがいいのではないかと考えております。

それから、それ以外の国内のP S Pについても、ネットのクレジットカード取引において非常に重要な役割を果たしていただいているということは間違いございませんので、任意登録といった事業者の意思、P S Pさんの意思によって違いが出るというよ

うな対応よりも、P S Pそのものに対して、その責任に応じたある種法律的な位置づけと  
というようなものが必要ではないかと思っております。

ただ、P S Pといっても、まだなかなか定義も固まっていないということでございます  
ので、必要のない事業者さん、P S Pさんまでに規制が及ぶことがないように、この辺は適  
用除外等、十分に検討が必要ではないかと思っております。

済みません、たくさん質問させていただきました。

○山本委員長 どうもありがとうございました。質問も含まれていたかと思しますので、  
応答のほうをよろしく願いいたします。

○苗村課長 質問に係るところについてご説明させていただきますけれども、まず、委  
託先管理の関係でございます。まず1. 3の(1)委託先管理というものを別項に書いたも  
のは、加盟店関係業務の一部をアウトソースするような形で第三者に担ってもらおうとい  
う形態が予想されますので、そうした場合にもきっちりと管理していただくということで、  
こうした措置が必要ではないかということです。

後ろのほうの登録加盟店業務代行会社のところというのは、そういう加盟店業務会社、  
一定の加盟店についての加盟店業務を全体として他社に、登録したものに委ねる場合に、  
義務の代替的な、狭い意味の代替履行ではないですけれども、代替的に履行することを認  
めるという趣旨で書いたものであります。一応そういう区分で別々に書き起こしている  
ということでございます。

それから、30条の5の2の苦情対応が、今の包括信用購入あっせんと同様というように  
考えてよいかというご質問でございますけれども、これ自身は議論の範囲だと思いますが、  
ここに書かせていただいていますのは包括信用購入あっせん業者の業務に係る規定を参考  
として、出発点として考えるということでもありますので、そうした場合には、苦情があっ  
た場合は原因究明をしていただきまして、一定の場合には必要な事項の調査を行って  
いただき、さらに必要な場合には改善の措置を講じていただくという流れが省令で定めら  
れております。それを出発点に議論をしていただければと思っております。

最後の加盟店代行会社について、義務的な登録制とっていいのかわかりませんが、そ  
のようにしてはどうかというご提案については、もちろんこれも議論ですので、補足的に  
資料のご説明という形で説明させていただきたいと思いますが、4ページの一番下の注の  
5のところに書かせていただいておりますけれども、B案といいますのは、アクワイアラ  
ーが加盟店契約の上でキーとなる存在であって、そこで国際ブランドにつながらない限り

は使えないということで、こちらに一義的な義務を課して、その下にちゃんとした人をぶら下げるときには、一部の義務を、その下のP S Pに担ってもらおうという発想ですので、こういう枠組みの中で、それを全部義務づけるということが理屈として成り立つのかということと、あと実体面におきましても、我々、ヒアリングをさせていただいた限りでは、完全にP S Pに加盟店審査を一から十まで任せているという例はほぼありません。特に国内のクレジットカード会社にお聞きすると、実は我々は全部、最終的にはみているのですということをおっしゃっている中で、本当にあらゆるP S Pに義務をかけて、この業務はP S Pが登録を受けないとやってはいけないのですよということを用だけの必要性があるかどうかという観点からのご議論も必要かなと思っております。

○山本委員長　それでは、ほかにご質問……。では、丸山委員、お願いいたします。

○丸山委員　それでは、資料2の3ページの3.の(1)に関連するところについて質問と意見という形で述べさせていただきたいと思います。

まず質問ですけれども、登録代行会社に一定の財務要件を書く必要があるのではないかと私自身は考えているのですが、その一方で、登録代行会社が介在すれば、加盟店業務会社の財務要件が不要となるという関係にあるのかどうかという点について確認させていただきたいと思いました。

どういう質問かといいますと、仮に今回提案されている方向での法改正というものが実現した場合、登録代行会社というのは、法的な枠組みとして、強制的に加盟店への支払いについて責任を負う立場に立つのか。登録代行会社というものが介在したとしても、加盟店業務会社のほうが契約的内容的に加盟店との関係で支払いについて責任を負うということとはあり得なくなるのか。突き詰めれば、割販法の改正によって登録代行会社が介在する場合については、加盟店業務会社というのは、加盟店との関係では支払い期間であるということとはなくなってしまうのでしょうかというのが質問の内容でございます。

その一方で、登録代行会社というのは、加盟店の審査という責任を負うような立場になります。仮に、この方向で割販法の改正が行われた場合については、審査の結滞？とかがあった場合には、私自身は最終的に、顧客との関係でも民事責任の発生というところも起こってくるような、そういった法改正になるのではないかと考えておりますので、審査業務について責任を果たすような体制づくりのためにも、一定の財政要件というものが必要ではないかと考えております。

加盟店への立てかえ金の支払いについて責任を負うという意味での責任というものと、

審査業務体制というものをしっかり構築していくという意味での財政基盤の確保、こういう視点というものもあっていいのではないか。これは意見の部分になります。

以上です。

○山本委員長　それでは、前半の質問の部分につきましてお答えいただければと思います。

○苗村課長　ありがとうございます。確かに登録された代行会社が責任を負ったときに、本当にアクワイアラーのほうで財務的な要件が不要になるのかどうかというご質問だったと思います。確かにおっしゃるとおり、お金の流れを気にすることが必須なのかどうかということについてはさらに整理が必要で、その整理によっては、丸山委員のおっしゃるとおり、むしろアクワイアラーのほうに財務的な要件を求める必要性が残る面もあると思いますので、そうしたご指摘も踏まえながら検討していきたいと思います。

こう書かせていただいた理由としては、やはり海外企業の取引というのは基本的にそれほど多くはないと思うのですけれども、そうしたもののほうが比較的問題が起きているということで、できるだけ登録したPSPを使うような方向で、そういう場合にアクワイアラーの義務をどこまで軽減できるかという観点で問題提起をさせていただいておまして、額自身の問題というよりも、手間とか、そのようなことで、事務的な負担とか、そういうものを考えますと、例えば日本のところに今、包括信用購入あっせん業者に係っては供託を求めるとか、そのようなことを課す意味がどれほどあるのか。そもそも割販法で求めている財務要件自身がそれほど厳しいものではない中で、そうしたものをあえて海外のアクワイアラーにも求める意義があるのかどうかということがあったものですから、そのように考えていたのですが、ご指摘については確かに考慮が必要だと思っておりますので、参考にさせていただければと思っております。

○山本委員長　それでは、ほかにご質問は……。まず、沢田委員からお願いいたします。

○沢田委員　資料2でご説明いただいた考え方につきましては、おおむね納得できるといいますか、反対するところは特にはないですが、その上で幾つか質問とコメントをさせていただきたいと思っております。

資料2の2ページ目の下の半分のところですけれども、何を悪質と考えるかに関しては、ご指摘いただいたように大変難しい問題だと思っておりますので、これは各社さんのご判断に委ねるべきと思います。何が悪質かということ、違法でもないものに関して国が決めてはいけないと思います。これは各社さんがご自身のレピュテーションリスクですとか、チャ

ージバックリスクを勘案して、それぞれでご判断いただければと。例えば、出会い系サイトを全て排除するという方針のところがあってもいいでしょうし、ケース・バイ・ケースと考えるところがあってもいいと思います。これが1点目です。

2点目は3ページ目ですけれども、違反したときの責任の話ですとか、代行ということの意味を十分ご説明いただいたので、恐らく問題はないのだろうと思うのですが、以前、たしか沖田さんからご紹介いただいたときに、P S Pさんのお立場は基本的には加盟店の代理人の立場であるとおっしゃっていたので、両方からの双方代理みたいにみえなくもないなと思いました。そこは代行ということではっきり切り分けていて、法律上は問題ないという理解でよろしいのでしょうかという確認の意味で1点。

何となく両方から頼まれている立場に見えるけれども、そこは実務上も問題ないと思っ  
ていいのかと。これは沖田さんへの質問です。

3点目は、セキュリティの話は後からお聞きするのだと思いますが、やはりちょっと心配な点として、P S Pさんはカード番号をちゃんともっていてくださいねというのはお願いしたいところです。体制を審査するという事の中で、カード番号をちゃんともっていられなさそうだというのは登録拒否要件、あるいは、もしちゃんともってられないことがわかったら登録解除要件と考えてもいいのでしょうかというのが3点目です。

最後ですが、パワーポイントの資料が大変わかりやすくありがたいと思ひまして、特に5ページ目です。ちょっと本文と外れてしまうのですけれども、加盟店そのものが国外にある場合に関しては、割販法では特にできることはないのだということをはっきりいつ  
ていただいてよかったですと思います。その上で、消費者にも、どういうところと取引をするのかはちゃんと気をつけて考えてねという啓発ができると思います。

ただ、1点、政府による取り組みのところの特商法の話が出ていましたけれども、現在、国外の加盟店が特商法上の表示義務を履行していない場合があります。十分な表示をしていないとか、誇大広告をしている、というのはたくさんありますので、もうちょっとできることがあるのではないかという意見です。詐欺はみただけではわからないですけれども、表示義務はみただけで違反がわかるものですから、政府、消費者庁さんが「こらこら」「もしもし」みたいなことを国内ではやっていますよね。違反があると通知したり、勧告したり、注意喚起したりといったようなことを、海外に対しても、メールアドレスくらいは公開されているので、できるのではないのかと。国をまたがっているのに、それができないということであれば、新たに表示規制をかけたところで無意味な話だと思います。

本当は、やるべきは、「こらこら」というだけではなくて、本当に悪質だと思えば閉鎖させるという措置が必要なわけですが、この分野ではまだ余り議論されていないのですけれども、麻薬とか、児童ポルノとか、迷惑メールとか、そういった分野では執行協力という形で、サイト削除に向けての検討が進んでいると理解しています。特商法と景表法に関しては執行協力の検討を進めていただきたいというのが、将来に向けての意見です。

以上です。

○山本委員長　それでは、幾つかご質問もありましたので、よろしく申し上げます。まず沖田様へのご質問もありましたので、それをお答えいただけますか。

○沖田オブザーバー　私へのご質問については、基本的にP S Pというのは加盟店の業務を代行しているのではないかと。その点についてだと思うのですけれども、これは従前でも発言させていただいたとおりでございまして、原則的に、特に弊社のスタンスとしては、そうでございます。

ただ、第8回の発言に一部補足をさせていただきたいのですけれども、第8回の際に、A案、B案についてという部分でのコメントとして、私どもの会社と、個社としてはA案、B案いずれでも問題ないと思うのですが、一方で業界としてはB案のほうが、従来の意見の中では主体ではないかというような発言をさせていただいたと思うのです。その後、E C決済協議会のほうで本件を報告させていただきまして、各社の意見を求めたのですけれども、中には、大手の会社さんの中で、A案でも構いませんよというように明言するような会社もございましたし、逆にB案のほうが望ましいという発言も複数の会社からございました。

そういう意味で申し上げますと、これはご質問に答えていないのかもしれないのですけれども、残念ながら業界としてはなかなかまとまった意見というのが、もてているというわけではないというのは事実でございます。先ほどのケースでいうと、私の説明あたりが十分でなかったり、各社が十分理解できていないのかもしれないのですけれども、とっっても意見は大分違うというところでございます。

ご質問に戻って、誰の業務を代行しているのかという点で申し上げても、私どもは、徹底して加盟店の側でございましてというところでございます。ただ、アクワイアラーさんの業務の一部を代行しているというところは、実態として、客観的な事実でもあろうかというように現状においても認識しておりますというところで考えると、そのようにアクワイアラー側の業務代行になっている会社が、当協会の中ですか外において存在しているか

という点でいうと、存在している可能性は十分あるかと思っております。

そういう意味では、先ほどの事務局からのご発言の中で、去年、アクワイアラーさんは、自分たちも必ずみえていますというようにおっしゃられていたと思うのですが、私のほうでも多くのアクワイアラーさんはそのとおりで、P S Pの一次審査、予備審査の後にアクワイアラーさんはご審査されていると思うのですが、中には大手ではないところ。もしくは、大手もあるかもしれませんが、決してそうではなくて、P S Pから回ってきたものを比較的そのまま処理してしまっているようなケースではないかと容易に想像がつくようなケースもありますので、そういった側面だけ捉まえると、我々の業務が、加盟店さんだけでなく、アクワイアラーさんの業務を現時点においても一部代行しているという実態が存在し得るといえるところは認めざるを得ないのかと考えています。

○山本委員長　ご質問は要するに、加盟店業務代行会社という名称で、特に沖田様の会社とか、業界として異論はないかと。それは異論はない。大丈夫だということですね。

○沖田オブザーバー　大丈夫です。

○山本委員長　わかりました。では、お願いします。

○苗村課長　今、沖田さんからご説明いただいたとおりだと思うのですが、要は割販法の基本的考え方として、契約の形態によって容易に対象から外れてしまうということ。要は、どういう機能を担っているのかということをつまえて定義をしていくことが大切だと思います。そういう意味では、包括代理契約ということで、加盟店側の代理という立場で、たてつけで契約されている場合でも、実際、契約書とかみせていただきますと、下にぶら下がっている加盟店の管理的なものについては、まずはイシューサイドから来た苦情の対応とかについて、一義的にはP S Pの方がかわって、ちゃんと下の人との関係で処理をするというようなこともありますので、今回、議論していただいている加盟店の関係業務。つまり、加盟店を審査して、違法な取引がないかどうかモニタリングするということを機能的に考えると、それはアクワイアラーのほうの業務を担っていただいているというように解釈するべきではないかと思っております。

もう1つご質問がありました、カード番号のセキュリティのところを登録拒否要件にしてはどうかということですが、済みません、そういう意味では資料の書き方が厳密に、ちゃんとご説明できていないのかもしれませんが、狭く書いていますが、包括信用購入あっせんの場合でいいますと、カード番号の適切な管理という義務はかかっています、それも含めて法令を遵守できる体制の整備を求めています。登録拒否要件に

なっているということですので、そうした方向で措置をするのがいいのではないかと考えております。

○山本委員長　山田課長、お願いいたします。

○山田オブザーバー　沢田委員のご指摘、最後のところで、特商法をしっかりとやれということだと思います。ちょっとご紹介をぜひさせていただきたいのですけれども、今週の火曜日に、海外にサイトがあって、名前もわからない、住所地もわからないという人のサイトを特商法で初めて処分いたしました。これは、今までは名前、住所がわからないと、弁明の機会が付与できない？ということで諦めていたのですが、初めて民法の公示送達の規定を使って、それで処分まで持ち込んだということでございます。

これで違法だということが確定しましたので、これはカナダのサイトだったのですけれども、カナダのISPに対しても、今までは違法の疑いだということだったのが、これは日本国内では違法ですということで改めて削除要請もできますし、また、これはクレジットカードの業界にも大変ご協力いただきまして、国内の中でカード会社に決済はしてくれるなという要請もし、フィルタリング業者に対しても、セキュリティソフトではじいてくれというお願いをし、さらに検索事業者に対しても、検索結果として応じないようにというお願いをしましたので、ウイルスソフトが入っているパソコンだとみられなくなったというようなことでございます。

それで、同じようなやり方、これは民法の公示送達を使うと、どうしても裁判所の許可にかかり始めるので、書類も膨大ですし、期間も3ヵ月くらいかかってしまいますし、裁判官の心証次第では、どっちに転ぶかわからないということで、もう少し簡便に結論が出るような仕組みを特商法の改正の中でしていきたいと思っています。

以上です。

○山本委員長　お話の前提は、特商法の立法管轄及び執行管轄は、日本の消費者と取引をする海外加盟店にも及ぶという前提で今動いておられると。

○山田オブザーバー　はい。立法管轄は及ぶほう？だと思うのです。立法管轄は、もちろん海外まで行って何かはできませんけれども、海外のISPに要請はできますし、国内の関係業者に対しても要請できるということかと思っています。

○山本委員長　どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員からもご発言いただきたいと思いますが、まず渡辺委員から早く手が挙がっておりますので、渡辺委員からお願いいたします。

○渡辺委員 ありがとうございます。1つ確認をさせていただいて、その確認の結果を前提として1つだけ意見を申し述べたいと思います。

確認させていただきたいのは、きょうここで議論しておりますのは、加盟店調査のあり方等についてということですので、今回出てくるプレーヤーでいうと、カード利用者がいて、イシューアがいて、国際ブランド会社がいて、アクワイアラーがいて、決済代行業者がいて、その下流のほうというのですか、どのように加盟店調査をするかというので、アクワイアラーなり、決済代行業者なりというところが中心となってお話が出てまいりましたけれども、次回以降に、その上流のほうというのですか、アクワイアラーとイシューアとの関係ですとか、イシューアがカード利用者にもどのように情報を伝えるかというお話は別途出てくるというような理解でよろしいでしょうか。

○山本委員長 お願いします。

○苗村課長 イシューアからアクワイアラーについて、どのような形で情報伝達を図るべきかというのは次回ご議論いただこうと思っております。

もう1つは、国際ブランドを念頭に置いた上流の部分ですか。そうではないです。

○渡辺委員 ありがとうございます。

そうしますと、次回以降の議論の上で少し参考にさせていただければという意見が1つだけございます。それは、こういう議論をしているのは、そもそも何のためかという、カード利用者の保護ということだと思います。カード利用者と契約をしているのはイシューアでありまして、カード利用者は、契約上はイシューアから情報を受け取るし、カード利用者はイシューアに情報を伝える。さまざまな苦情等伝えるというのはいわずもがなということだと思います。

その場合に、カード利用者とイシューアとの関係というのが、多分これは民法の典型契約に引き直していうのであれば、委任、準委任の要素を恐らく含むということはいえるのではないかと思います。そうすると、民法の規定の上で、受任者は委任者に対して事務処理の状況を報告する義務があるということになって、逆にいえば、カード利用者はイシューアから情報の提供を受ける権利があるということになるのだらうと思います。

ということは、恐らく、民法の規定の上では、委任事務の処理というようにいつていますので、委任事務というのが何を意味しているかということになり、これを狭く捉えてしまえば、イシューアがカード利用者に対して負っている義務というのは、カードを発行するとか、発行後の利用金額の請求をするということに尽きるのですが、もっと広く捉

えていえば、これは与信審査の上でクレジットカードを発行して、継続的な取引によって、きょうのレジメの前のほうにも出てまいりましたが、安心・安全にカードが利用できると。こういうところまで含めての事務処理を受任しているというように考えるべきなのではないかと思えます。

そうすると、その意味での情報というものが、あるいは報告というものがイシューアからカード利用者にきちんと伝えられる仕組みですとか、カード利用者がイシューアに対して何か苦情を伝えたときに、例えば、加盟店に対する苦情を伝えたときに、それをイシューアが処理する。その結果をまたフィードバックするというのが、民法の典型契約の性質からいっても必然的、当然のことだというように考えるべきなのではないかと思えます。

イシューアが、例えば加盟店の調査をするということになったときに、イシューア自身が調査をするか。あるいは履行補助者を使うかというのはイシューアの自由ですので、イシューアがアクワイアラーにこれをお願いするかどうかということも、これは自由な問題になると思うのですが、原点の問題としてのカード利用者の権利というものも、今後の議論の上で少し視点に入れていただければありがたいというのがお願いというか、意見ということになります。

○山本委員長　これは、ご意見ということで。次に手が挙がっていたのは小塚委員ですか。

○小塚委員　本日の資料については、まず基本的には非常にいい枠組みをつくっていただいたのではないかと考えております。従来A案、B案という考え方がありましたが、それを推し進めて、両案のいいところを組み合わせ、非常にいい枠組みをつくっていただいたのではないかとということで、基本的に、これを支持しているということをまず申し上げたいと思えます。

その上で、一番問題になってきますのは1. 3の(3)で出てくる「悪質販売業者等」、これをどのように命じるのかということであろうと思えます。これは非常に慎重にしなければならぬ問題であるというように私は考えております。前にも申し上げましたけれども、結局、民民の関係で、誰かを悪質販売業者だと名指しするということは、事業者にとって大きなリスクを負わせることであります。文脈も、対象となる取引も違い、かつ、海外の事例ですが、あるところで自主規制のような形で、悪質業者だといって除名するようなことをしようとしたら、逆に名誉毀損で訴えられた。しかも業者でなくて、それをやったときの委員個人が名誉毀損で訴えられたというような事例もありまして、そういうこと

もあり得る。

したがって、明々白々に違法であるという場合以外は、自主に任せるか、場合によっては、どこかで、業界的なところで悪質業者かどうかということ協議したり、一種の確認をする。例えば、これはネットのアクセスプロバイダーなどのところに確認団体というような仕組みがありますが、そのような仕組みでもないと、各事業者、アクワイアラーとしては非常にリスクが高い制度になるのではないかと考えています。

あとは細かな点ですが、途中で意見が出ました問題でまず與口さんから、当初の確認事項で、販売方法とか、取り扱い商材までは要らないのではないかとのご指摘だったように伺ったのですが、私は、これは確認を求める事項というだけであれば、問題はないのではないかと。その確認を求めた結果をどう扱うかということは、各アクワイアラーの方針であるのかもしれませんが、例えば、取扱商材、これは食品であると。食品であると聞いて、ああ、そうですかというか、その中に、例えば、健康食品と称する違法なものが入っていないかとか、さらに調べるといふかは各事業者の判断ですけれども、聞くだけであれば問題ないのではないかと考えています。

それから、丸山先生がお出しになった論点で、アクワイアラーの財務要件、特に支払い能力担保という以外の面での意味で財務要件の活用があるのではないかとするのは、趣旨はわからないでもないのですが、仮にそうだとすると、海外アクワイアラー、あるいは日本のアクワイアラーでも逆に国際展開する場合がありますので、国際的な活動全体の中で、どれくらいの財務基盤をもっているかということ議論すべきで、日本国内にどれだけ資産があるかとか、そういう話には余りならないと思いますので、そういう考え方をとる場合には、制度のつくり方に注意が必要だと思います。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。貴重なご意見をいただいたというように思います。

では、次に岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員　　私は、P S Pの任意登録について自分の意見を述べたいと思います。

與口委員からもP S Pを任意登録にするのではなく、登録義務を負わせるべきではないかというご意見が出ていましたが、私もそのように感じます。

その理由は、加盟店調査等の実効性を高めるためです。沖田様からも先ほどご説明がありましたけれども、現実問題として、P S Pが介在する加盟店、とりわけネット上の加盟

店は零細なところが大量に存在するという一方で、P S Pが介入すると実際問題として、アクワイアラーはどうしても加盟店を完全に把握できない。それであればP S Pにも登録義務を負ってもらったほうが実効性が高まるのではないかと思います。

私が、この一連の議論で折に触れて申し上げてきたことですが、また、ここの委員の何人かからご指摘がありましたが、消費者被害、あるいは消費者からの苦情の実態がいま一つ不明確な中で議論が進んできました。ただ、皆さんの共通認識として何はともあれ消費者保護のために規制をしましょうということになりましたが、消費者が被害を受けているという事実に着目して、被害を撲滅しようという目的を達成するためには、ありとあらゆる手段を活用するしかない。だから、下手に遠慮する必要はなく、アクワイアラーがしっかり加盟店を監視し、その上でP S Pも同じくしっかり監視するほうが実効性の高い措置になるかと思います。

P S Pも、ネット取引の普及とともに、クレジットカードの一連のチェーンの中で重要な存在になってきておられて、場合によってはアクワイアラーよりも力関係が強いこともありますので、P S Pにも登録義務を負ってもらおうという選択肢も当然あり得ると考えております。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございます。その場合、P S Pの定義はどうするかという問題とか、先ほど事務局からもありましたように、義務づけると軽減のほうもなくなる。全体のスキームが狂ってくるというところもありますので、ご意見を受けて、さらに検討したいと思いますが、何かご補足されますか。

○岩崎委員 1つ申し忘れてました。P S Pにもいろいろありまして、それこそ百貨店とかショッピングセンターなどの店子もありまして、そこを規制すると、いろいろ不都合が生じますので、適用除外の業種を設ける必要はあるかと思います。

○山本委員長 それでは、池本委員、先にお願ひします。

○池本委員 池本でございます。

私は第8回に出席できませんでしたので、A案、B案という、それ自体についてのご質問は申し上げていないのですが、第8回の皆さんの議事録等も拝見した上で、そして、この資料を拝見した上で、基本的にはB案を前提に議論を進めたいと思います。

そして、資料2の2ページ目、業務運営に関する措置の苦情対応の問題と審査ということで、これは連動的なものであるという先ほどのご説明をいただきまして、特に苦情対応

という、ここがやはりトラブルの拡大を知る上では鍵になるし、しかも、現行法の業務運営措置の条文もありますから、そこを議論の出発点として考えていくことが有益であろうという意味で、委員提出資料ということで出させていただいたレジユメは、その前提で記載しております。

る書いてあることですが、ポイントだけご説明しますので、後ほどお読み取りいただければと思いますが、2ページの下あたりで、苦情の適切処理義務、これが資料2における苦情対応というところを、さらに深めていくことです。

先ほど、渡辺委員から大変示唆に富むご発言がありましたが、私も、そもそも苦情の適切処理義務というのは、もともとは三者型のクレジット決済では、カード発行会社兼加盟店開拓をしている、その1つの会社が全部をやっていた。それが、イシューアーとアクワイアラーが分離するオフアス方式の提携カードですか、そういう形になっていって、一者では全部が賄い切れなくなったという中で、役割、義務をどう割り振る、分担することによって、加盟店調査上の適切処理ということが実現できるのか。しかも、それは全てカード利用者の保護のためにあり、実は現行法の30条の5の2にも、割販法の1条とは別に、改めて利用者の利益の保護を図るためということが明記してあるのです。やはり、それは苦情の適切処理というのは業務適正化、取引適正化の上で一番鍵になるというものだからだと思います。

それを前提に、3ページの下に具体的な規定内容というものが少し書いてあります。趣旨は5ページに現行法の30条の5の2の苦情の適切処理義務の内容を敷衍すると、こうなるのではないか。それを、オフアス方式に置き直せばどうなるかというので書いてみたものです。

現行法の三者型でみますと、苦情を受け付けたら、きちんと中身を精査しなさい。そして、加盟店に対して調査したり、必要なときには、その苦情の適切な解決を要請したり、再発防止のための改善を要請したり。そして、その調査結果を、苦情を申し入れた利用者にフィードバックする。あるいは、クレジット会社自身の業務に改善が必要であれば、所要の措置を講ずる。あるいは、こうした情報を、加盟店情報交換制度に登録する。これ全体が取引適正化のための1つの義務であったはずですが。

それが、オフアス方式、提携カードになると、3ページですが、イシューアーとアクワイアラーで役割分担して、イシューアーだけでは全部できない。だとすると、まずイシューアーが顧客の苦情をきちんと受け付けて精査する義務があり、イシューアーは現行法と横並びで

例えば、重大な苦情の場合は速やかに、直ちに。その他の苦情の場合は多発するとき。ここでいう多発は、単純な件数ではなくて、同種加盟店と比較して苦情発生割合が多いというような、総体的にみればいいのだらうと思うのですが、そういうときには、アクワイアラーに対して加盟店調査措置を要請する。要請を受けたアクワイアラーは加盟店の調査、あるいは当該苦情の解決。あるいは同種苦情の再発防止などを働きかける。

そして、働きかけるだけではなくて、アクワイアラーは、調査、措置の結果を 이슈アーに報告し、それを 이슈アーは苦情申し入れに回答する。これによって苦情が、申し出どおりの解決なのか。それは、あなたの誤解だということなのか。両方含めて一定の解決をみる。そして、そういった苦情の発生、調査の結果などを加盟店情報交換制度に登録することによって、業界全体で再発防止を図る。このようになっていくのではないか。

さらに、決済代行業者が介在した場合には、アクワイアラーが受けて、みずからやるのではなくて、それを決済代行会社に調査措置を要請し、決済代行業者は調査し、あるいは再発防止なども含めて措置を講じ、それを報告する。それを、アクワイアラーは 이슈アーに報告する。このようになっていくのではないか。

このようにみていけば、実は 이슈アーの調査義務とか、加盟店情報交換制度の話は切り離れた後でというのは、実は私は残念なのです。やはり、こうやって全体像の中でみていけば、それぞれの役割で、どこまで義務づけをすればいいか。例えば、義務の代替履行という話も、確かに決済代行会社が何もしないからといって、直にアクワイアラーの義務違反ではないけれども、それは要請も何もしていなかったら、それは義務違反になるのですよとか、そういうきめ細かな議論ができるのではないかと考えます。

以上です。

○山本委員長　この議論は中間論点整理の前からある議論で、その議論は続いてきているわけですがけれども、 이슈アー・カードホルダーの関係に焦点を当てる発想、つまり、現行法の発想がそうですけれども、そうすると、やはり割販法でなぜマンスリーまで規制できるのかという話が出てくるわけです。そこで、そうではなく、アクワイアリングサイドの法的規律に焦点を当てようということで、そこでは支払い回数という問題にはかかわらず、規律ができるということで、これまでの話が進んできているわけです。

ですから、そこをもう一回そちらの話に広げると、全体の議論の枠組みがどうなるかという問題は、恐らく中間論点整理の前の話としてあるのだらうと思います。ですので、そういう議論になれば、そこをもう一回振り出しに戻してやっていかなければいけないのか

という感じはいたします。

ほかにご意見をいただきたいのですが、尾島委員の手が先に挙がっていました。済みません。

○尾島委員 一言だけ。先ほどの悪質加盟店のことですけれども、ブランドルールでは、チャージバックルールというのがあって、その中に、例えば、一定の要件があると、加盟店契約を解除しなさいみたいなことが。もちろん件数的なことは、さっきご指摘があったように、取引のボリュームが多ければ、当然多くなるということはあるかもしれないですが、1つ参考になるのではないかとということで、意見です。

それがうまくいくと、パワーポイントの5番のところですが、クロスボーダー取引でうまく、どの程度生かせるかということですが、国際ブランドの協力がきちんと得られるのであれば、こういう場合でもうまく処理ができるのではないかとということで、特に5番の場合ですと、国際ブランドの協力がどの程度得られるか。場合によっては、日本国内に営業所があると規制がかけられるのかどうか、ここも問題かもしれないですけれども、そういう形で考えることができるのではないかとということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、二村委員、お願いします。

○二村委員 まず、今回のペーパー全体としては非常にいい方向ではないかと私は考えております。事業者がどのように、何を行うか。どのように行うかというところについては、事業者の裁量というか今までのノウハウを生かしつつ、それを適切に自己的に検証を入れられるようにすることで、実効性ある制度をつくれるのではないかと。また、それによって過剰規制を排除したり、こういうことをチェックせよ、こういうことをやりなさいということを法律にそのまま書き込んでいきますと対応できない。あるいは悪質販売店などですと、その網の目をかいくぐってチェック項目から違うところから、違うような形で業務を遂行すれば法規制をくぐり抜けられるということになってしまいかねませんので、そこら辺は事業者のノウハウを信頼していくことが非常に大事ではないかと思っております。

その上で、先ほど岩崎委員から消費者被害を防ぐためには、ありとあらゆることが出てきたかと思うのですけれども、今回の議論というのは、確かに消費者の苦情、被害というものも重要ではありますが、一方で、広がっていくクレジットカードを含めたキャッシュレスのペイメントというものについて、これの意義も正當に認めましょうということが当

然あるかと思うのです。そこの役割を殺してまで、何でも規制をしようということは、やはり間違った方向だと思っていますので、その点は少し整理をしていただければと思っています。

それと、渡辺委員に、私のような浅学非才の者が異を唱えさせていただくのは大変恐縮ではあるのですが、準委任の中で報告義務ということでご指摘いただいたのですけれども、当然、カードの決済の支払いということに関しての部分は準委任の対象かと思いますが、販売店の販売に関する苦情というものに関しては、販売業者と購入者との契約の話であって、準委任の中で、販売業者がこんなものを売ったらけしからんとか、この商品は引き渡されていないというのが果たして報告義務の範疇なのかということについては、いろいろと疑問があるのです。

その観点からすると、民法ルールのもとでの報告義務の話と、割販法の行政規制としての、どこまで苦情対象の話をするのかというのは、やはり峻別して議論すべきだろうと私は思っております。

○山本委員長　ほかにご意見はございますか。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員　意見というより質問です。3ページの(4)で、加盟店情報交換制度の活用についてということが書いてありますが、JDMについてはもっと幅広く活用できるのではないかと思います。今後加盟店業務会社も認定割賦販売協会の会員と位置づけることで、こうした情報をさらに活用をしていくということだと思いますが、この加盟店業務会社には加盟店業務代行会社も含めると考えてよろしいでしょうか。別でしょうか。

○山本委員長　お願いします。

○苗村課長　これは、登録を受けた業務代行会社まで含めてはどうかというように考えております。

○鈴木委員　わかりました。ありがとうございます。

○山本委員長　ほかにご質問、ご意見はございますか。沖田様、お願いします。

○沖田オブザーバー　各委員の先生方のご発言に対しては、少し業務に即した形で2点申し上げたいと思ひまして、当業界にとって難しい部分もあるのですけれども、これは国民全体の利益というところで申し上げたいと思うのですが、まず1. 2の(2)のところでございます。岩崎委員からもありましたが、私も基本的には申告というところが一番よろしいのではないかとこのように強く考えさせていただくのですけれども、過去の残念な事実といたしましては、PSPの場合、意図的に事実と異なる申告をしたというようなケー

スが相次いであったというのが事実でございまして、P S Pは基本的に加盟店さんの運用が消費者部門に当たるように指導ですとかさせていただくのですけれども、それが誤った方向に行き過ぎているのか、加盟店さんの内容を虚偽という言い過ぎかもしれませんけれども、事実と異なる申告をアクワイアラーにしていたというようなケース。もしくは、そういった内容に書いてくださいよというように加盟店に指導していたというようなところが従前ございました。

それは我々がしたわけではないですけれども、他のP S Pがそのように加盟店に指導して、そういった申告書を我々はみてしまって、我々も最初、なかなか判断がつかなかったというケースが過去には――これは最近の事例ではなくて、かなり以前の事例ですけれども、ございました。

そういう意味では、P S Pに対し、モラルですか、遵法精神というだけで進めていくというのはなかなか難しい事案の1つなのかというところがございます。同様にこれはP S Pを介在せずとも加盟店さんが虚偽の申告をする可能性もありますので、その点1点申し上げたいというところです。

2点目は、2. 1の財務要件というところについてですけれども、いわゆるP S Pが財務要件が必要かというところについてです。これも過去に、私が認識しているのは1件だけですけれども、P S Pが破綻してしまいました。アクワイアラーから現金を受け取っているのですけれども、加盟店さんにお支払いしなかったという例がございまして、そういった部分を考えると、財務要件というのは必要なかと思うのですが、一方で、そういったケースにおいてアクワイアラーさんが加盟店に支払い義務があるのかないのかというところによって異なるのかと。

仮にP S Pが破綻しても、アクワイアラーがちゃんと加盟店にお金が届くようにするというのであれば、恐らくP S Pそのものが財務要件を見出す必要性というのは薄くなるのかと。

一方で、それは加盟店はお金を受け取れないということになると、P S P側の財務要件というのが必要になってくるのかというように考えております。

ご参考までに、E C決済協議会については、財務要件というところは1点基準を定めているわけではないですけれども、財務書面の開示等々を原則義務づけていくということで、透明性を開示して、加盟店さんがご判断いただけるようにといったところの補助材料をご提供するといった方法を、今とらせていただいています。これがベストとは思っておりま

せんけれども、現時点で業界としてとらせていただいている対応というところで、補足申し上げます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかに、特にご発言ない方でぜひという方、いらっしゃいますか。——それでは、大変詳細なご検討をいただきましてありがとうございました。私が冒頭申しました出口がみえてきたのか、こないのか。なお、これは事務方に精査していただきたいと思いますが、貴重なご意見を賜りましてどうもありがとうございました。

それでは、時間の関係もございまして、次にセキュリティ対策のあり方につきまして、討議をお願いしたいと思います。

まず事務局から、資料に基づきましてご説明をお願いします。

○苗村課長　　それでは、資料5「セキュリティ対策強化の方向性について（論点メモ）」というものをごらんいただければと思います。

前回、ご報告させていただきましたように、個人情報保護法の改正案が閣議決定されて、今後、国会での議論ということになるわけです。それから、後ほど資料6を使ってご説明しますクレジット取引セキュリティ対策協議会というのが今週発足いたしました。こうしたことを踏まえまして、セキュリティ対策強化につきましては、これからご説明させていただくような対応が考えられるのではないかとということでございます。

まず、1のカード番号情報等の保護でございますけれども、この中間論点整理以来、からご議論いただいているとおり、カード番号の情報の漏えいということにつきますと、これは情報を生じさせた事業者のみならず、他の関係者にも影響が生じるクレジット番号等の性質に鑑みて、法令上は以下のような措置を講ずるとともに……。ただ、セキュリティの場合、法律で何か書いたからといって、そのとおり進むわけではありませんので、この後ご説明しますクレジット取引対策協議会における検討を促して、具体的、実効的な取り組みを進めてはどうかということでございます。

1. 1でございますけれども、クレジットカード番号等が個人情報保護の対象となる場合ということで、個人情報保護法の改正案では、個人識別符号というものが個人情報の範囲に含まれることになりましたが、それは具体的には制令で定められるということになっています。これは法案が通った後ということですので、今後、我々も意見交換を続けていきたいと思っておりますけれども、まず1. 1の個人情報保護の対象となる場合について書かせていただいております。こうなりますと、クレジットカード番号等を保有する全て

の事業者について、個人情報の安全管理措置が講じられることが求められることになりま  
す。

この場合、割販法において、これら事業者における安全管理措置等を重ねて求める必要  
はないという考え方もあり得ます。ただ、一方で、先ほど申しましたようにクレジットカード  
カード番号等の漏えいはプライバシーの問題にとどまらず、直接の財産被害に直結しやすい  
ということ。

②ですけれども、情報漏えい時には漏えいさせた事業者だけでなく、漏えい対象となっ  
たカードのイシューア等による対応が必要となること等を踏まえれば、割販法における措  
置も必要ではないかというようにさせていただいております。

具体的な措置としましては、1. 1以降に書いてあるものです。

まず1. 1. 1のイシューア及びアクワイアラーについてというところをごらんいただ  
ければと思いますけれども、現行の割販法におきましても、イシューア及びアクワイアラ  
ーに対しましては、加盟店等からクレジットカード番号等漏えいが発生した場合に、不正  
使用防止措置を講じることを求めています。すなわち、加盟店からカード情報が漏れる  
ということになりますと、そのカードの発行者は非常に幅広くなり得るわけですし、加盟  
店で使えたあらゆるカードが漏れたとなると、漏らした人と直接契約関係とかないような  
クレジットカードの発行会社等がモニタリングを強化するとか、そうした対応が必要とな  
るということで、こうした不正使用防止措置、みずから漏らしたときでないときにも対応  
を求めているということでございます。こうした他の事業者からの漏えいについても不正  
使用防止を求めている点については、個人情報保護法だけでは十分でないと考えられるの  
ではないかと思っております。

それから、割賦販売法の場合は、最終的に、先ほども少しお話が出ましたけれども、十  
分な体制が整備されていない登録拒否要件に当たるということで、業務の適正化という趣  
旨というように書いてありますが、登録取り消しも含めた対応が可能であるということ。  
こうした部分も個人情報保護法には、もちろん業自体をやめるとか、そういった観点が含ま  
れていないわけですので、イシューア及びアクワイアラーに係る規定については存続さ  
せる必要があるのではないかというようにしております。

次の2ページ目にまいりますけれども、もう1つ、加盟店等につきましてはイシューア  
及びアクワイアラーから加盟店等への指導という条項がございます。そういう意味では、  
今回、もし個人情報保護法の保護対象にカード番号が含まれるということになりますと、

加盟店自体が適切な管理義務を負うということになりますので、そうしたことを踏まえながら、必要に応じて指導の義務というものを見直すことをしてはどうかということにしております。

それから、1. 1. 2のPSPでございますけれども、まず1つ目のパラグラフにありますように、PSPにつきましては、イシューアー及びアクワイアラーと同様に、クレジットカード取引自体を業とするものということがあるかと思えます。ですので、アクワイアラーや加盟店との取引関係に応じまして不正使用防止措置を講じることもあるということで、こうした観点からしますと、イシューアー及びアクワイアラー同様、業の適正という趣旨に配慮する必要があるのではないかとということでございまして、済みません、大変重大な誤りがありまして、「ではないか」の「か」が抜けております。大変失礼いたしました。「か」を加えておいていただければと思います。申しわけございません。

それから、「すると、PSP自身は」というように書いてありますけれども、こうした観点からすると、やはりイシューアー及びアクワイアラーと同様の規定を措置する必要はないかということでございます。逆に申しますと、個人情報保護法で全体的な意味がかかる場合に、加盟店自体の義務を割販法で課すまでは必要ではないのではないかとというのが、この考え方の整理でございます。

他方、1. 2に書いてありますように、個人情報保護法の対象とならない場合でございますけれども、そうなりますと、夏以降の問題意識に戻りまして、加盟店等からの大規模なクレジットカード番号等の漏えい事案が発生しているという現状を踏まえますと、イシューアー、アクワイアラーと同様に割販法においてクレジットカード番号等の適切な管理等の適切な措置を求めてはどうかということになると思っております。

措置を求める場合ですけれども、その場合にもPSPのようなクレジットカード取引自体を業とする者と、みずからの販売・役務提供に用いられたクレジットカード番号等を保有している者という加盟店の性質を踏まえて、義務づけ、努力義務、求める措置の程度については少し差をつけるというようなことを考えるのが現実的ではないかと考えております。

それから、1. 2. 2につきましては同様に、加盟店に対しての義務をかけたときに、指導の義務について必要に応じて見直すこととしてはどうかということでございます。

それから、2. カードの不正利用対策でございます。これは、カード自体が偽造される、リアルでの偽造と、成り済まし被害みたいなECで起きるもの、両方含んでおりますけれ

ども、こうした不正利用のリスク自体につきましては、先ほどのカードの情報が漏れるということと少し違っておりまして、加盟店が取り扱う商品であるとか、取引規模であるとか、販売形態で大きく異なるということがあろうかと思っております。

そういう意味で、法律上の措置として、要はカードの偽造対策とか、非対面における本人確認についての措置を講じずに、これからご説明をしますクレジット取引セキュリティ対策協議会での具体的な取り決めに促すということにして、その上で将来的な制度の見直しの検討において、取り組み状況に応じて措置の見直しを改めて検討することとしてはどうかというようにさせていただいております。

それでは、資料6にまいりますけれども、こちらにつきましてはクレジット取引セキュリティ対策協議会の設置についてということでございます。おととい3月25日水曜日に、第1回の本会議を開催させていただいております。

目的のところでございますけれども、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を1つの契機としまして、世界最高水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備するという目的で、カード会社のみならず、クレジット取引に関係する事業者からなる推進体制を構築して、セキュリティ対策の強化に向けた取り組みの加速を図ることを目的とするということで、結局、規制で何かやるとか、一律の取り組みということではなくて、やはり、しっかり現状を押さえた上で、しかし、きっちりとした目的をもって具体的な問題解決を図っていくということを目指したいと考えております。

検討課題としましては、ここに書いてあります3つ。カード番号の情報保護対策。②と③は不正利用ということですが、クレジットカード自体の偽造防止対策。それから、不正使用対策、成り済まし防止ということで、こうしたものを大きな検討課題の3つの柱としております。

協議会の構成ですけれども、これは幅広い民間事業者の方々の協議会という位置づけにしております。日本クレジット協会等で事務局をお願いしておりますけれども、これはクレジット協会の中の組織ではなくて、あくまで民間の幅広い事業者の方が集まって、その事務局をクレジット協会をお願いしているということでございます。

次のページにありますように、本会議と、その下にワーキンググループを設置して、課題ごとの検討を行うということにしておりまして、経済産業省としてもオブザーバーという形で関与させていただいているということでございます。

2ページ目でございますけれども、本会議、こちらが一番大もとで一昨日開催したわけ

ですが、ここで全体的な議論とかワーキンググループの進捗の確認を行いながら、具体的な課題については下に、先ほどの3つの柱にそれぞれ応じたワーキンググループを設けて検討するというようなことにしております。

協議会本会議のメンバーについては、ここに会社名も含めて書かせていただいておりますけれども、特徴としましては、カード事業者さんだけではなくて、PSP、加盟店、情報処理センター、機器メーカー。特に情報処理センター、機器メーカーとか、端末をつくっておられたり、セキュリティ対策をやっておられるような事業者にも入っていただき、あと、オブザーバーという形になってはいますが、国際ブランドとして、ここに書いてありますような5社。JCBさんがカード事業者としての立場で入っておりますので、重立った国際ブランドについては、皆さん参加をいただきながら課題解決。全体としてコストを引き下げたり、優先度をきっちりつけて、危険性の高いところから対応していくというようなことを議論して、全体としてうまく進むようにしていきたいと考えております。

お時間の関係もありますので、3ページから5ページは、想定される検討課題ということで幾つか書いてございますけれども、この検討課題自体は今後ワーキングで検討されることもありますし、時間の関係から、ご説明については省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございます。

ということでございまして、これは前回の第9回の会議でも3つ目の議題として取り上げられたところではありますが、それをさらに少し展開したペーパーをきょうお出ししております。カード番号情報等の保護につきましては、今後、政令指定されるかどうかにより両方のケースに分けて、法律との関係を整理して今後の取り組み、法律上の対応について一定の提案がされているということでもあります。

それから、カードの不正利用対策につきましては、ただいまの協議会の立ち上げも含め、法的措置以外の対応ということが提案されているというものでございます。

それでは、委員の皆様からご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。藤原委員、お願いします。

○藤原委員　　この方向性で結構だと思うのですが、一言だけ申し上げておきたいと思っております。

1. 1になるか、1. 2になるかこれからご検討ということですが、カードにつ

いては、今の我が国のそれがいいかどうかはともかくとして、有効期限と番号だけで機能を発揮して、それが世界中を回りますので、越境してまいりますし、国内も回りますので、いわゆる第三者提供との関係でどちらに行ったほうがいいのか、きちんと議論する必要があるのだらうと思います。

もう1つ、それとの関係で、ここでの議論との関係ですけれども、5,000という裾切りがなくなりましたので、いずれにしろ加盟店についてもいろいろ考える必要があるということになります。小規模事業者についても今後は考える必要がある。

以上を前提にしてですけれども、どちらの方向性になっても、すなわちカード番号等が結論として保護法の個人情報定義に当たると整理されようと当たらないと整理されようと、何らかの措置というか、安全管理措置等について割販法で上乘せの規制をしたほうがいいのかというニュアンスだと思いますが、私もそれで結構だと思います。その際には、現に経産省のガイドラインで、個人情報保護に関するクレジットカードは既に別添という形で特別の扱いがされていますので、そこも連動する形で整理をしていくべきではないかと思えます。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見はございますか。――沢田委員、よろしくお願いします。

○沢田委員　　クレジットカード番号と現行の個人情報保護法の関係に関しましては、前回、口を滑らせてというか、安直に申し上げてしまいました。いまだにそう思っているところはありますが、それは置いておいて。政令指定されて、クレジットカード番号が個人情報保護法の対象となった場合には、プライバシー保護に関しては、そちらで手当てがされると思います。安全管理措置的な話については、割販法で手当てができたとしても、もしもクレジットカード番号が個人情報保護法の対象とならなかった場合、1. 2の場合には、プライバシー保護に関しても、割賦販売法で配慮する必要があるのではないかと。

今、個人情報保護法の改正でやろうとしていることというのは、個人を直ちには特定できないけれども、匿名の形に加工したものが再び個人を特定できる状態に容易になってしまったりすることによって、購買情報ですとか、プライバシーに当たる情報と結びついて、個人のプライバシーの侵害になることを避けようという趣旨だと理解しています。クレジットカード番号は購買情報と密接に結びついていくと思いますので、それを、そのまま誰かに渡していいのかどうかといった問題に関しては、もしも個人情報保護法の対象になら

なかった場合には、そちらの手当ても割販法とする必要があるのではないかという意見です。

以上です。

○山本委員長　ほかにご質問、ご意見、ございますか。——特によろしいでしょうか。

そうしましたら、この整理につきましては支持のご意見。それから、政令指定されなかった場合についてもご提案がございました。こちらのほうは、このペーパーにはない問題でありますので、さらに検討をする必要があるかと思えます。

ということで、基本的にはこの内容でご了承いただいたものとさせていただきたいと思えます。

それでは、本日の議題全般に関しまして、追加でのご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。——池本委員、どうぞ。

○池本委員　資料2の関係で　まして、1点だけ追加させてください。

初期審査の確認事項というところ、2ページの一番上。その下の確認方法と両方セット、ここについての意見ですが、先ほど実務上の困難性の問題と、必要性の両方での議論というものがありましたが、現行の割販法の個別信用購入あっせんでも、店舗取引と訪問販売と類型？と。つまり、トラブルが起きやすいところに対しては調査義務を少し厳しくし、そうでないところは緩やかにしという使い分けをしています。

ここでの初期審査も、例えば、店舗取引の場合とネット取引では、特に匿名性を悪用して、実在性の確かでない業者も申告ベースで確認してよいというので入ってきては困ります。かといって、商材がどういうものかというものについて何か公的に証明といたって、それは難しいということになります。

例えば、販売業者の所在地なり、法人であれば法人の所在地、個人事業であれば代表者を特定する事項という、ネット取引の場合は、この部分については公的な証明が必要だと。それ以外のものについてはこれは要らないとか、販売方法とか、商材については基本は申告ベースで、あとは申告の中身について、どこまで濃くしていくか。あるいは、裁量に委ねるかというように、項目によって、あるいは取引形態とトラブルの起きやすさ等きめ細かに議論していったらどうかと考えますので、申し上げます。

○山本委員長　どうもありがとうございます。この点については、きょうの前のほうの議論で両論出されたところですね。それに加えて、今ご発言のような観点で、さらに差異を設けるような方向での調整が可能かどうかというご提案をいただいたかと思えます。

ほかに、ご質問、ご意見はございますか。――それでは、特に追加のご発言がないというのであれば、本日の議論はこれで終了させていただきたいと思います。

本日は大変ご活発にご議論いただきまして、まことにありがとうございます。

最後に事務局から、次回の日程について連絡をお願いいたします。

○苗村課長           本日はどうもありがとうございました。次回ですけれども、ご連絡させていただいておりますとおり、4月30日木曜日の13時から。議題は、相談、苦情対応の実態等について国民生活センター、日本クレジット協会から、それぞれご説明をいただきまして、それらを踏まえた措置のあり方について議論を行うこととしたいと思っております。

○山本委員長       それでは、これを持ちまして割賦販売小委員会の第10回を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

――了――